

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 公印を改刻しその使用を開始する件
- 救急病院等を定める省令により救

一七

- 急病院を認定した件二件
- 大規模小売店舗立地法附則第五条第一項の規定により変更の届出があった件
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件
- 道路の供用を開始する件

一七

## 告 示






### 福島県告示第二百六十号

公印を次のように改刻し、平成二十三年五月二十日その使用を開始する。  
平成二十三年五月二十日

職印

福島県知事 佐藤雄平

番号	23	公印の名称	福島県現金出納員印(福島県立双葉高等学校用)
印影		公印管理者	福島県立双葉高等学校の福島県現金出納員

23	23	23	23	23
福島県現金出納員印(福島県立小高工業高等学校用)	福島県現金出納員印(福島県立小高商業高等学校用)	福島県現金出納員印(福島県立双葉翔陽高等学校用)	福島県現金出納員印(福島県立富岡高等学校用)	福島県現金出納員印(福島県立浪江高等学校用)
				
福島県立小高工業高等学校の福島県現金出納員	福島県立小高商業高等学校の福島県現金出納員	福島県立双葉翔陽高等学校の福島県現金出納員	福島県立富岡高等学校の福島県現金出納員	福島県立浪江高等学校の福島県現金出納員

23
福島県現金出納員印 (福島県立富岡養護学校用)

福島県立富岡養護学校の福島県現金出納員

福島県告示第二百六十一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年四月七日救急病院として認定した。  
平成二十三年五月二十日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平  
 医療法人平心会 須賀川病院 須賀川市丸田町一七番地 平成二十六年四月六日  
 (地域医療課)

福島県告示第二百六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十三年五月一日救急病院として認定した。  
平成二十三年五月二十日

名称 所在地 福島県知事 佐藤雄平  
 福島県厚生農業協同組合連合会 白河市豊地上弥次郎二一一 平成二十六年四月三〇日  
 白河厚生総合病院 (地域医療課)

福島県告示第二百六十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)附則第五条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出及び法第六条第三項において準用する同法第五条第二項に規定する添付書類を平成二十三年五月二十日から同年九月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年五月二十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 佐藤雄平

スーパースポーツゼビオ福島矢野目店 福島県福島市南矢野目字桜内三十九番地二  
ほか

二 変更しようとする事項

- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
(変更前) 四千平方メートル  
(変更後) 三千五百十六平方メートル
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(変更前) 開店時刻午前十時  
閉店時刻午後八時  
(変更後) 開店時刻午前九時  
閉店時刻午後九時
  - 3 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 午前九時四十五分から午後八時十五分まで  
(変更後) 午前八時四十五分から午後九時十五分まで
- 三 変更しようとする年月日
- 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
平成二十四年一月十一日
  - 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
平成二十三年五月三十日
  - 4 届出年月日  
平成二十三年五月十日
  - 5 届出をした者  
株式会社ジャスト

(商業まちづくり課)

福島県告示第二百六十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十三年五月二十日から同年六月二十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十三年五月二十日

福島県知事 佐藤雄平

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ザ・モール郡山 福島県郡山市長者一丁目一番五十六号

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

意見なし。

(商業まちづくり課)

## 福島県告示第二百六十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十三年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十三年五月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
一般国道四〇〇号	耶麻郡西会津町大字下谷字荒田沢一九〇四番一地从先から 同 郡同 町大字下谷字荒田沢一八五一番四四地从先まで	平成二十三年五月二〇日

（道路計画課）